

## 京丹後市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和4年度に実施した監査結果を、次のとおり公表する。

令和4年11月21日

京丹後市監査委員 鈴木 修 一

京丹後市監査委員 川 戸 一 生

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者監査

### 2 監査の対象

京丹後市が所有する公の施設について、令和3年度に指定管理者に管理・運営を行わせた施設のうち、次の2施設について、監査を行った。

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 指定管理者 | NPO法人網野スポーツクラブ  |
| 対象施設      | 京丹後市八丁浜シーサイドパーク |
| 所管課       | 建設部／都市計画・建築住宅課  |

NPO法人網野スポーツクラブ（以下「網野スポーツクラブ」という。）は、京丹後市網野体育センター内に主たる事務所を置き、地域住民がスポーツを通して健康・体力の維持増進を図り、スポーツの推進と活力に満ちた地域社会の形成に貢献することを目的としている。

指定管理者の選定に当たっては、京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づく公募に対し網野スポーツクラブが応募し、京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会における審査の結果、当該法人を指定管理者候補者として選定され、議会の議決を経て指定管理者に指定

されたものである。

- (2) 指定管理者 琴引浜の鳴り砂を守る会  
対象施設 京丹後市琴引浜鳴き砂文化館  
所管課 教育委員会事務局／文化財保護課

琴引浜の鳴り砂を守る会（以下「鳴り砂を守る会」という。）は、琴引浜鳴き砂文化館に事務所を置く、国の天然記念物及び名勝に指定されている琴引浜の自然環境と海岸に分布する「鳴き砂」を保護していくことを目的としている。

指定管理者の選定に当たっては、鳴り砂を守る会が長年にわたり琴引浜の保護啓発活動を行ってきたこと、琴引浜鳴き砂文化館の開館以来、前指定管理者とともに管理運営に携わってきた経過を踏まえ、審査会における審査の結果、非公募により鳴り砂を守る会が候補者として選定され、議会の議決を経て指定管理者に指定されたものである。

### 3 監査の範囲

令和3年度における出納及び事務の執行で、京丹後市が委託した指定管理業務及び指定管理料に係るもの

### 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、指定管理者及び所管部課から関係資料、証拠書類等の提出を求め、書面監査及び実地調査を行い、それぞれの担当者から説明聴取により監査を実施した。

### 5 監査の期間

令和4年10月3日から令和4年11月21日

説明徴取 令和4年11月2日

### 6 監査の着眼点

#### (1) 指定管理者

ア 施設は、協定書及び業務仕様書等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

- ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- エ 利用料金等の収納事務は適正に行われているか。
- オ 利用促進並びに利用者サービス向上のための努力はなされているか。
- カ 施設の管理運営及び物品等の管理は適正に行われているか。

(2) 所管課

- ア 指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 指定管理者に対して、適時かつ適正に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。
- オ 事業報告書の点検は、適切になされているか。
- カ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

7 指定管理施設の概要

(1) 京丹後市八丁浜シーサイドパークの内容

ア 施設の概要等

所在地	京丹後市網野町浅茂川377番地の80他
設置条例	京丹後市都市公園条例(平成16年京丹後市条例第194号)
設置目的	市民の憩い・スポーツ・レクレーションの場として整備
施設概要	敷地面積：約 98,000 m <sup>2</sup> 主要施設：管理棟、多目的芝生広場、中央多目的広場、ちびっ子広場遊具、複合遊具 附属施設：駐車場（3 個所）、遊具、トイレ
公募・非公募	公募
指定期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）
指定管理料	15,610,000 円（令和 3 年度）
利用料金制	採用
議会の議決	令和元年 11 月 28 日

利用実績	開園日数：357日（前年度357日）
	八丁浜シーサイドパーク：令和3年度23,615人、令和2年度18,751人 多目的芝生広場：令和3年度46団体、令和2年度43団体

イ 収支の状況

収 入			支 出		
区 分	予算額	決算額	区 分	予算額	決算額
指定管理料	15,450,000	15,610,000	人 件 費	9,197,000	9,669,977
利用料金	200,000	13,600	事 業 費	4,282,000	4,737,289
駐車場料金	4,100,000	3,221,000	施設管理費	6,271,000	5,640,945
雑 収 入	0	69,869			
合 計	19,750,000	18,914,469	合 計	19,750,000	20,048,211

令和3年度の収支状況は、1,133,742円の赤字となっている。赤字額は、スポーツクラブ事業と指定管理者事業の会計間で精算を済ませている。

指定管理料は、収入総額に対して82.5%である。予算額に対する執行率は、収入95.8%、支出101.5%となっている。

ウ 主な業務の状況

- (ア) 施設、設備及び備品等の維持管理に関する業務
- (イ) 施設の原状回復に関する業務
- (ウ) 施設の利用許可に関する業務
- (エ) 施設の使用料及び駐車料（臨時駐車場）の徴収に関する業務

(2) 京丹後市琴引浜鳴き砂文化館の内容

ア 施設の概要等

所在地	京丹後市網野町掛津1250番地
設置条例	京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例(平成16年京丹後市条例第122号)
設置目的	琴引浜の鳴き砂の保全及び保護啓発活動、自然環境学習の援助並びに促進を図る。
施設概要	本棟：木造2階建 床面積1階 273.28㎡、2階 241.49㎡ 別棟：木造平屋建 床面積1階 52.17㎡
公募・非公募	非公募
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）

指定管理料	7,299,000円（令和3年度）
利用料金制	採用
議会の議決	令和2年10月2日
利用実績	開館日数：260日（前年度265日） 開業日：毎週月曜日、水曜日から日曜日 利用時間：午前9時から午後5時まで 入館者数：令和3年度6,447人、令和2年度6,055人

#### イ 収支の状況

収 入			支 出		
区 分	予算額	決算額	区 分	予算額	決算額
指定管理料	7,299,000	7,299,000	人 件 費	8,213,000	7,604,678
入 館 料	1,500,000	1,368,003	事 業 費	1,890,000	2,139,376
物 品 売 上	2,000,000	2,228,711	物 品 仕 入	766,000	612,023
手 数 料	40,000	33,187	公租公課※2	0	426,800
助成金等※1	0	907,863			
雑 収 入	30,000	50,854			
合 計	10,869,000	11,887,618	合 計	10,869,000	10,782,877

※1（公財）「海と渚 環境美化・油濁対策機構」なぎさの環境基金プロジェクト助成金、雇用調整助成金等

※2 法人税、市民税及び事業税等

令和3年度の収支状況は、1,104,741円の黒字決算となっている。

指定管理料は、収入総額に対して61.4%である。予算額に対する執行率は、収入109.4%、支出99.2%となっている。

#### ウ 主な業務の状況

- (ア) 施設、設備及び備品等の維持管理に関する業務
- (イ) 施設内外の原状回復に関する業務
- (ウ) 施設等の利用に伴う利用者への便宜供与に関する業務
- (エ) 入館料の徴収に関する業務

## 8 監査の結果

### 【NPO法人網野スポーツクラブ】

監査における個別の意見等は以下のとおりであり、事務処理上、留意すべき

事項については、意見・要望として提示する。

(1) 指定管理者に関する事項

基本協定書や仕様書において、指定管理者が市に届出や報告をしなければならない事項について、届出等を行っていない事案が見受けられたので基本協定書等の規定を遵守されたい。

事業報告書の内容で、事業収支に係る利用料金収入の誤記載があった。また、指定管理業務に係る経費と、指定管理者が独自に行う自主事業に係る経費が区分せずに記載されていた。自主事業と指定管理業務における経費は明確に区分して経理する必要があるので、今後は十分精査し、適正な書類を作成するよう努められたい。

管理業務について、施設の状況を把握した中で行われており、修繕なども迅速に対処している点など利用者の安全を優先した取組が行われている。施設の立地状況を鑑みれば、日々の運営努力を評価したい。今後とも所管課とのコミュニケーションを維持し、円滑な管理をお願いしたい。

なお、八丁浜シーサイドパークには、多種の備品が設置されているが、使用していない物品や故障している物品が見受けられた。所管課と連携し、現物の実在性・機能性について適正な管理に努められたい。

(2) 所管課に関する事項〈建設部／都市計画・建築住宅課〉

上記(1)に記載の事案が見受けられたので、市として事業内容の検証を適切に行うこと。施設の管理運営の実態把握や指定管理者による速やかな報告のためには、指定管理者と施設所管課のコミュニケーションが重要である。施設所管課は事務的な報告の確認だけでなく、指定管理者が報告・相談しやすい体制や環境づくりに努められたい。今後も引き続き、指定管理者制度の導入効果が最大限に発揮されるべく、施設の設置者としての管理監督を果たされたい。

なお、監査委員の監査に先立ち、事務局職員が事前調査を行った際に見受けられた事務処理上留意すべき事項のうち、指摘事項に至らなかったが、監査を執行する中で改善及び検討等を要する事項については、その旨指示した。

**【琴引浜の鳴り砂を守る会】**

監査における個別の意見等は以下のとおりであり、留意すべき事項につい

ては意見・要望として提示する。

(1) 指定管理者に関する事項

公の施設の管理・運営、会計経理等に関する事務、その他関連する事務事業は、関係法令に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

指定管理者は、協定書の「指定管理者の指定の意義」を踏まえ、専門的知見と業務経験を有した従事者を配置し、常に来館者サービスを心掛け、地域性や施設の規模等を考慮するなか、意欲的な管理運営がなされている。

琴引浜は、山陰海岸ジオパークエリアのジオスポットの一つであり、国の天然記念物及び名勝に指定されている。琴引浜鳴り砂文化館は、その貴重な自然の中に位置し、市民のみならず、多くの来館者が訪れている。そのため、施設を適正に管理することはもとより、来館者に対する施設の見せ方、楽しませ方という視点も必要である。山陰海岸ジオパークを活用し、丹後一円の観光施設と連携した取組にも期待したい。

(2) 所管課に関する事項〈教育委員会事務局／文化財保護課〉

所管課は、書面に限らず指定管理者から口頭による報告を受け、適宜、履行確認を実施しており、指導監督も適切に行っている。

当施設は、開設以来20年が経過し施設の老朽化が見受けられる。施設の所有者である（公財）日本ナショナルトラストの意向も踏まえ、施設の将来ビジョンに基づいた修繕計画を策定し実施していく必要がある。

所管課は、当施設のほかにも丹後古代の里資料館など文化施設を所管している。文化施設のインバウンド強化策として、案内表示の多言語化等、外国人旅行者の目線で満足度を高める取組を検討されたい。